

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	障害児通所給付等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

呉市は、障害児通所給付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

呉市長

公表日

令和8年9月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害児通所給付等に関する事務
②事務の概要	・児童福祉法に基づく障害児通所給付等に関する次の事務を行う。 ①障害児通所給付費，特例障害児通所給付費，高額障害児通所給付費 ②肢体不自由児通所医療費 ③障害児相談支援給付費，特例障害児相談支援給付費 ④障害福祉サービスの提供 ⑤措置等に要する費用の徴収 〈Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務〉 ・情報連携のため，本市は，Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報，公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は，マイナポータルを介して，自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が，医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に，従来の紙の受給者証に代えて，マイナナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより，資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	福祉総合システム，個人番号管理連携システム，団体内統合利用番号連携サーバ，中間サーバー，Public Medical Hub (PMH)

2. 特定個人情報ファイル名

障害児通所給付等情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項，別表の9の項
--------	-------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報照会 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14，15，16， 2 情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項等

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉保健部 障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	福祉保健部 障害福祉課 支援グループ 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 0823-25-3523
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	福祉保健部 障害福祉課 支援グループ 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 0823-25-3523
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	福祉総合システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害福祉課長 水野雅治	障害福祉課長 渡辺達士	事後	
平成29年7月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	福祉保健部 障害福祉課 支援グループ 〒737-0041 呉市和庄1丁目2番13号 0823-25-3135(平成28年2月8日以降の住所: 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号)	福祉保健部 障害福祉課 支援グループ 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 0823-25-3135	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
平成29年7月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	福祉保健部 障害福祉課 支援グループ 〒737-0041 呉市和庄1丁目2番13号 0823-25-3135(平成28年2月8日以降の住所: 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号)	福祉保健部 障害福祉課 支援グループ 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 0823-25-3135	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
平成29年7月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 計数の時点	平成27年11月30日時点	平成29年6月30日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
平成29年7月13日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 計数の時点	平成27年11月30日時点	平成29年6月30日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害福祉課長 渡辺達士	障害福祉課長 新谷博	事後	
平成30年5月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 計数の時点	平成29年6月30日時点	平成30年4月30日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
平成30年5月2日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 計数の時点	平成29年6月30日時点	平成30年4月30日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
平成31年3月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長 新谷博	障害福祉課長	事後	
平成31年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 計数の時点	平成30年4月30日時点	平成31年2月28日時点	事後	
平成31年3月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 計数の時点	平成30年4月30日時点	平成31年2月28日時点	事後	
平成31年3月1日	VI リスク対策	—	追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 計数の時点	平成31年2月28日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 計数の時点	平成31年2月28日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・児童福祉法に基づく障害児通所給付等に関する次の事務を行う。 ①障害児通所給付費, 特例障害児通所給付費, 高額障害児通所給付費 ②肢体不自由児通所医療費 ③障害児相談支援給付費, 特例障害児相談支援給付費 ④障害福祉サービスの提供 ⑤措置等に要する費用の徴収	・児童福祉法に基づく障害児通所給付等に関する次の事務を行う。 ①障害児通所給付費, 特例障害児通所給付費, 高額障害児通所給付費 ②肢体不自由児通所医療費 ③障害児相談支援給付費, 特例障害児相談支援給付費 ④障害福祉サービスの提供 ⑤措置等に要する費用の徴収 ・令和3年度子育て等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)に関する事務を行う。	事後	
令和4年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉総合システム, 個人番号管理連携システム, 団体内統合利用番号連携サーバー	福祉総合システム, 個人番号管理連携システム, 団体内統合利用番号連携サーバー R3子育て世帯臨時特別給付システム, 非課税世帯等臨時特別給付システム	事後	
令和4年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号, 以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の8の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号, 以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の8の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条 ・番号法第9条第1項別表第1の100の項, 別表第一主務省令第73条, 別表第一告示(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める告示)5号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・児童福祉法に基づく障害児通所給付等に関する次の事務を行う。 ①障害児通所給付費, 特例障害児通所給付費, 高額障害児通所給付費 ②肢体不自由児通所医療費 ③障害児相談支援給付費, 特例障害児相談支援給付費 ④障害福祉サービスの提供 ⑤措置等に要する費用の徴収 ・令和3年度子育て等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)に関する事務を行う。	・児童福祉法に基づく障害児通所給付等に関する次の事務を行う。 ①障害児通所給付費, 特例障害児通所給付費, 高額障害児通所給付費 ②肢体不自由児通所医療費 ③障害児相談支援給付費, 特例障害児相談支援給付費 ④障害福祉サービスの提供 ⑤措置等に要する費用の徴収 ・令和4年度子育て等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)に関する事務を行う。＜令和4年度子育て等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)に関する事務について【令和4年12月31日終了】＞	事後	
令和5年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉総合システム, 個人番号管理連携システム, 団体内統合利用番号連携サーバー R3子育て世帯臨時特別給付システム, 非課税世帯等臨時特別給付システム	福祉総合システム, 個人番号管理連携システム, 団体内統合利用番号連携サーバー R3子育て世帯臨時特別給付システム＜令和4年度子育て等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)に関する事務について【令和4年12月31日終了】＞, 非課税世帯等臨時特別給付システム＜令和4年度子育て等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)に関する事務について【令和4年12月31日終了】＞	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号, 以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の8の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条 ・番号法第9条第1項別表第1の100の項, 別表第一主務省令第73条, 別表第一告示(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める告示)5号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号, 以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の8の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条 ・番号法第9条第1項別表第1の100の項<令和4年度子育て等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)に関する事務について【令和4年12月31日終了】>, 別表第一主務省令第73条<令和4年度子育て等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)に関する事務について【令和4年12月31日終了】>, 別表第一告示(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める告示)5号<令和4年度子育て等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)に関する事務について【令和4年12月31日終了】>	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・児童福祉法に基づく障害児通所給付等に関する次の事務を行う。 ①障害児通所給付費, 特例障害児通所給付費, 高額障害児通所給付費 ②肢体不自由児通所医療費 ③障害児相談支援給付費, 特例障害児相談支援給付費 ④障害福祉サービスの提供 ⑤措置等に要する費用の徴収 ・令和4年度子育て等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)に関する事務を行う。<令和4年度子育て等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)に関する事務について【令和4年12月31日終了】>	・児童福祉法に基づく障害児通所給付等に関する次の事務を行う。 ①障害児通所給付費, 特例障害児通所給付費, 高額障害児通所給付費 ②肢体不自由児通所医療費 ③障害児相談支援給付費, 特例障害児相談支援給付費 ④障害福祉サービスの提供 ⑤措置等に要する費用の徴収	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉総合システム、個人番号管理連携システム、団体内統合利用番号連携サーバー R3子育て世帯臨時特別給付システム<令和4年度子育て等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)に関する事務について【令和4年12月31日終了】>、非課税世帯等臨時特別給付システム<令和4年度子育て等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)に関する事務について【令和4年12月31日終了】>	福祉総合システム、個人番号管理連携システム、団体内統合利用番号連携サーバー	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の8の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条 ・番号法第9条第1項別表第1の100の項<令和4年度子育て等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)に関する事務について【令和4年12月31日終了】>、別表第一主務省令第73条<令和4年度子育て等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)に関する事務について【令和4年12月31日終了】>、別表第一告示(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める告示)5号<令和4年度子育て等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)に関する事務について【令和4年12月31日終了】>	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の8の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条 ・番号法第9条第1項別表第1の100の項、別表第一主務省令第73条、別表第一告示(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める告示)5号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会 番号法第19条第8号及び別表第二の10の項, 11の項, 12の項, 16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号, 以下「省令」という。) 第9条, 第10条, 第10条の2, 第10条の3, 第12条 2 情報提供 番号法第19条第8号及び別表第二の16の項, 56の2の項 省令第12条, 第30条	1 情報照会 番号法第19条第8号及び別表第二の10, 11, 12, 13, 16 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号, 以下「省令」という。) 第9条, 第10条, 第10条の2, 第10条の3, 第12条 2 情報提供 番号法第19条第8号及び別表第二の8, 11, 16, 56の2, 108, 116 省令第7条, 第10条, 第12条, 第30条, 第55条, 第59条の2の2	事後	
令和6年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 計数の時点	令和3年4月1日時点	令和6年2月1日時点	事後	
令和6年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号, 以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の8の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条 ・番号法第9条第1項別表第1の100の項, 別表第一主務省令第73条, 別表第一告示(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める告示)5号	・番号法第9条第1項, 別表の9の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会 番号法第19条第8号及び別表第二の10, 11, 12, 13, 16 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号, 以下「省令」という。) 第9条, 第10条, 第10条の2, 第10条の3, 第12条 2 情報提供 番号法第19条第8号及び別表第二の8, 11, 16, 56の2, 108, 116 省令第7条, 第10条, 第12条, 第30条, 第55条, 第59条の2の2	1 情報照会 番号法第19条第8号, 別表の9の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14, 15, 16, 2 情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項等	事後	
令和7年6月20日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		追加	事後	様式変更に伴う修正
令和7年6月20日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		追加	事後	様式変更に伴う修正
令和8年9月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・児童福祉法に基づく障害児通所給付等に関する次の事務を行う。 (略)	・児童福祉法に基づく障害児通所給付等に関する次の事務を行う。 (略) 〈Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務〉 ・情報連携のため, 本市は, Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報, 公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は, マイナポータルを介して, 自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が, 医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に, 従来の紙の受給者証に代えて, マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより, 資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月3日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉総合システム, 個人番号管理連携システム, 団体内統合利用番号連携サーバ, 中間サーバ	福祉総合システム, 個人番号管理連携システム, 団体内統合利用番号連携サーバ, 中間サーバ, Public Medical Hub (PMH)	事前	
令和8年9月3日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	記載なし	十分である	事前	